

全ト協発第437号（環）
平成28年11月11日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 星 野 良 三



**警察庁、文部科学省による準中型免許制度の
周知対策への対応について（お願い）**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新たな準中型免許制度について、別添のとおり警察庁より文部科学省宛に「道路交通法改正により新設される準中型免許制度の高等学校に対する周知について」の依頼文書が発出されました。また、これを受けた文部科学省は各都道府県の教育委員会等宛に高等学校に対する周知方の依頼を行うとともに、警察庁からは各都道府県警察に対して広報啓発活動の強化についての通達が発せられ、各都道府県下の関係団体と緊密に連携をとるなどの、同制度の周知対策の強化を指示しています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、関係行政機関等との緊密な連携をお図りいただくなどの対応について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

（添付資料）

○「警察庁、文部科学省による準中型免許制度の周知対策」（平成28年11月10日）

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



警察庁、文部科学省による準中型免許制度の周知対策

主な周知内容

- 高校新卒者など18歳でも車両総重量7.5トンまでの貨物自動車の運転が可能
- 現行制度下での普通免許取得により円滑に準中型免許の取得が可能
- 制度改正後の普通免許が車両総重量3.5トンまでに限られることに留意

警察庁

↓
準中型免許制度の高等学校に対する周知について(依頼)
(平成28年10月27日)

文部科学省(初等中等教育局)

↓
準中型免許制度の高等学校に対する周知について(依頼)
(平成28年11月1日)

各都道府県教育委員会等(市町村教育委員会等)



域内高等学校等

↓
高等学校に対する準中型免許の新設に係る
広報啓発活動の更なる強化について
(平成28年11月7日、警察庁通達)

各都道府県警察への通知内容

- 高校新卒予定者等に対する準中型免許の趣旨等の確実な周知
- 関係団体との緊密な連携による高等学校等に対する積極的な広報啓発活動
- 必要に応じて問合わせ窓口設定等による高等学校等との連携の更なる強化